

契 約 書 (案)

1 業 務 名 称		河南町内部情報システム更改業務												
2 履 行 場 所		河南町役場												
3 利 用 期 間		令和7年10月1日から令和12年9月30日まで (地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)												
4	契 約 金 額			億			百万				千			円
	うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額													
	(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。													
5 契 約 保 証 金														
6 適用除外条項		な し												

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 河南町

代 表 者 河南町長 森田 昌吾

所在地 大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

受注者商号又は名称

代 表 者

所在地

(契約の要項)

第1条 発注者は、受注者所有のクラウド内にあるシステム等(以下「システム等」という。)を利用し、その運用保守サービスを受けることを目的とする。

(総則)

第2条 発注者及び受注者は、この契約書(仕様書及び質問回答書を含む。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行にあたっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行をなす責めを負うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

7 この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約金額の内訳等)

第3条 契約金額の内訳は、次のとおりとする。

月額	金	円
(うち消費税及び地方消費税額金		円)

(年度別内訳)

令和7年度(令和7年10月1日から令和8年3月31日まで)

年度額	金	円
(うち消費税及び地方消費税額金		円)

令和8年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

年度額	金	円
(うち消費税及び地方消費税額金		円)

令和9年度(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

年度額 金 円
 (うち消費税及び地方消費税額金 円)
 令和10年度(令和10年4月1日から令和11年3月31日まで)
 年度額 金 円
 (うち消費税及び地方消費税額金 円)
 令和11年度(令和11年4月1日から令和12年9月30日まで)
 年度額 金 円
 (うち消費税及び地方消費税額金 円)
 令和12年度(令和12年4月1日から令和12年9月30日まで)
 年度額 金 円
 (うち消費税及び地方消費税額金 円)

- 2 利用期間に1ヵ月未満の端数が生じるとき、又は受注者の責に帰すべき事由により発注者がシステム等を使用することができなかったときは、発注者が受注者に支払うべきその月分の利用料金は、その月の暦日数に基づく日割計算によって計算(1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。)した額とする。
- 3 契約保証金(次条)、遅滞料(第7条)及び違約金(第23条)を算定する場合の契約金額の年額相当額は、金 円とする。
- 4 この契約の締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって、消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(契約の保証)

第4条 受注者は、契約保証金の納付をあらかじめ免除されている場合を除き、この契約の締結と同時に、契約金額の年額相当額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
- (2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。

- (3) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- (4) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
- (5) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- (6) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 河南町財務規則第135条に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請
- 3 前項第1号の場合においては、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の年額相当額の100分の5に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡の禁止等）

第5条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合にあつては、この限りでない。

（再委託の禁止及び誓約書の提出）

第6条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、次条第1項の規定によるシステム等の設置及び第8条第1項及び第2項の規定によるシステム等の保守並びに第11条の規定による機器の返還を製造者又はこれに準ずる者に委任する場合は、この限りでない。

- 2 受注者が前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。
- (1) 受注者は、入札参加停止措置を受けている者及び入札等排除措置を受けている者並びに第19条第2項第12号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
 - (2) 受注者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他当該第三者が遵守すべき事項として発注者が定めた内容を記載した誓約書を、当該第三者のすべての者に提出させなければならない。
 - (3) 受注者は、当該第三者の行為すべてについて責任を負うものとする。
- 3 受注者は、受任者又は下請負人が、河南町暴力団排除条例（平成25年河南町条例21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者が入札参加停止措置及び入札等排除措置を受けている者並びに第19条第2項第12号に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、受注者に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

（システム等の設定）

- 第7条 受注者は、利用期間の開始日までに、発注者の指定する内容でシステム等を利用できるよう設定し、正常な状態で使用できるようにした後、発注者の検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、前項に規定する期日までにシステム等を設定し、発注者の検査に合格することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付した書面により期限の延長を求め、発注者の承認を得なければならない。
- 3 受注者の責に帰すべき事由により利用期間の始期にシステム等を使用することが出来ない場合においては、発注者は、遅滞料の支払いを受注者に請求することができる。
- 4 前項の遅滞料は、契約金額の年額相当額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 5 この契約に基づくシステム等の設定及びその他この契約を履行するために要する全ての費用は、受注者の負担とする。

(システム等の保守)

第8条 受注者は、発注者がシステム等を常時正常な状態で使用できるよう、自己の負担において、システム等の調整及び修理その他所要の保守（以下「システム等の保守」という。）を行わなければならない。

2 発注者の故意又は重大な過失による場合を除き、システム等が故障したときは、受注者は、発注者からの要請により、仕様書に定めるところにより、直ちに無償でシステム等の保守に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 受注者が、前2項の規定によるシステム等の保守を怠ったため、発注者がシステム等を使用できなかったときは、発注者は、その月の契約代金については、使用できなかった日数につき、日割計算により減じた額を受注者に対し支払うものとする。

(設定内容の変更)

第9条 発注者は、システム等の設定内容を変更する必要があるときは、速やかに受注者に報告するものとする。この場合において、これに要する費用については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(システム等の追加及び改造)

第10条 発注者は、仕様書に記載されているものを除き、システム等に他の附属物を追加する必要があるとき、又はシステム等を改造する必要があるときは、あらかじめ文書をもって受注者の承認を得るものとする。この場合において、これに要する費用については、発注者が負担するものとする。

(システム等の撤去)

第11条 発注者は、仕様書等においてシステム等の利用期間が満了したとき、契約を解除したときは、受注者に連絡するものとし、仕様書において受注者が撤去することとしているシステム等を直ちに撤去するものとし、これに要する費用は、すべて受注者において負担するものとする。

(事故発生時の報告)

第12条 受注者は、システム等の使用に関し、事故、故障その他の原因により契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

る。

(調査等)

第13条 発注者は、受注者に対してこの契約の処理状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告しなければならない。

(立入権及び秘密保持)

第14条 受注者及び受注者の関係者は、発注者の承諾を得た上で、システム等の設定、保守点検、修理及び調整のために、システム等の設置場所に立ち入ることができるものとする。この場合において、受注者及び受注者の関係者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

2 受注者及び受注者の関係者は、この契約の遂行上、知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。利用期間満了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

(検査)

第15条 発注者は、月毎に、機器の状態等を確認し、遅滞なく契約書に定めるところにより、業務の履行の状況を確認するための検査を行わなければならない。

(契約代金の支払い)

第16条 受注者は、適法な手続きに従って、契約金額の当該月額に相当する金額の支払いを翌月以降、発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による、受注者からの適法な請求を受理した日から30日以内に、履行を確認のうえ契約金額の当該月額に相当する金額を受注者に支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、受注者は、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定による財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約の変更)

第17条 発注者は、契約内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(発注者の任意解除権)

第18条 発注者は、利用期間が満了するまでの間は、次の各号によるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 次条又は第19条の2の規定に該当するとき。

(2) 翌年度以降の発注者の歳出予算において、受注者に支払うべき代金のための予算が減額され、又は削除されたとき。

2 発注者は、前項第2号の規定によりこの契約を解除するときは、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができる。その損害の賠償額は発注者と受注者が協議して定める。

(発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。

(3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の

催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(10) 第22条の規定によらないで、受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

(11) 第6条第4項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。

(12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上に利益を不当に与えたと認められるとき。

エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 第6条第1項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからエに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第19条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5) 第6条の規定に違反したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第19条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求）

第21条 発注者の故意又は過失によって、システム等が滅失し、又は損傷したときは、受注者は、発注者に対し、そのシステム等の滅失時の価格相当額、又はその修復に要した費用を発注者に請求できるものとする。

2 前項の損害賠償の額は発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（受注者の解除権）

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、この契約の履行が不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。
ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(発注者の損害賠償請求等)

第23条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の年額相当額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

(1) 第19条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項又は第2項の場合において、第4条第1項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5 第2項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

6 第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

7 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して第16条第3項に定める率で計算した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

第23条の2 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の総額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、利用期間満了後も同様とする。

(1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 第19条の2第4号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が第6条第1項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の総額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(所有者の表示)

第24条 受注者は、システム等に自己の所有物である旨の表示をするものとする。

(利用期間満了後の所有権)

第25条 この契約による利用期間が満了したときに所有権を発注者に帰属するシステム等は、仕様書等に定めるところによるものとする。

(相 殺)

第26条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対

して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

（個人情報の保護）

第27条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び河南町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年河南町条例第1号）その他法令を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（個人情報の取扱い）

第28条 受注者は、発注者から預託された個人情報については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、個人情報を取り扱わせる業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この条において同じ。）に委任し、又は請負わせる場合には、事前に発注者の承認を得るとともに、本条に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た第三者の変更及び第三者が再委任又は再下請け等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者及び再下請人等を単に「第三者」という。）。
- 3 受注者は、前項の承認を受けようとする場合には、書面をもって発注者に提出しなければならない。発注者は、承認をする場合には、条件を付することができる。
- 4 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - （1） 発注者から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした第三者を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - （2） 発注者から預託された個人情報について、発注者が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
 - （3） 本契約に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、発注者が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用すること。
- 5 受注者は、本契約において個人情報を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の

管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（第三者による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。また、受注者は、契約内容の遵守状況及び下請負先（再委託先を含む。）における個人情報の取扱い状況について、発注者に定期的に報告しなければならない。

- 6 発注者は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者（第三者を含む。）の事務所、事業場等において、個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。受注者は、発注者からその調査及び指示を受けた場合には、発注者に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 7 受注者は、本契約の完了又は契約解除等により、発注者が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに発注者に返却又は破砕、溶解、焼却等の方法により個人情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、書面をもって発注者に報告しなければならない。ただし、発注者が別段の指示をしたときは、受注者はその指示に従うものとする。
- 8 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、発注者から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、受注者は当該指示に従うものとする。
- 9 受注者は、発注者から預託された個人情報以外に、本契約に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととし、発注者が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 10 受注者は、受注者又は第三者の責めに帰すべき事由により、本契約に関連する個人情報（発注者から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（第三者による違反行為を含む。）に関する受注者の損害賠償義務

を排除し、又は制限するものではない。

- 11 本条の規定は、本契約又は請負業務に関連して受注者又は第三者が発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、本契約を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(疑義の決定)

第29条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。